

令和2年10月1日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市環境保全審議会

会長 加藤 忠哉



「(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の審議について
(答申)

令和2年7月31日付け亀環第01-1443号で諮問がありましたみだしのことについては審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

事業者が、本計画を進める場合、次のとおり意見があるので、その点を十分留意されたい。

1. 全般

これまでの計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書における亀山市の意見に対して、それぞれ事業者の見解が示されてきたが、事業の実施にあたってはその見解に虚偽が無いよう真摯に対応されたい。

2. 生活環境

本事業の環境影響評価準備書における評価結果については、実施した測定の平均値のみを記載しているが、季節ごとの測定結果など、より詳細な測定結果を公表し地域住民の理解に繋げられたい。

3. 地形・地質

風力発電施設を設置するすべての地点でボーリング調査を行った結果、土砂崩落の危険性等周辺への影響が懸念される場合は、影響等が生じないよう設置位置の変更も含め万全の対策を講じられたい。

4. 動植物及び生態系

(1) 工事中および施設供用初期における大型哺乳類の行動域調査を実施し(例えばGPSを用いた追跡調査など)、長期的に集落周辺に滞留するようであれば適切な対応をされたい。

(2) 施設供用開始後のバードストライク及びバットストライクの継続調査を実施し、クマタカ、コウモリ類及び鳥類の発生事案が生じる場合には稼働の見直しを検討されたい。



(3) オオサンショウウオやネコギギなどの天然記念物の調査を実施する際は、三重県の保護管理指針に基づいて実施するとともに、事前に三重県教育委員会と協議を行わせたい。

5. 景観

計画している風力発電施設の位置変更が生じた場合には、再度その景観について調査を行い、変更前後の位置関係を市及び地域住民に対して示し、理解に努められたい。

6. その他

(1) 工事施行にあたっては、関係地域における自然環境及び生態系等に影響を及ぼすことの無いよう配慮し、万一影響が生じる場合は速やかに対策を講じられたい。

(2) 事業の廃止による施設の撤去及び原状回復については、関係者及び関係機関と綿密に協議を行った上で実施されたい。

(3) 本事業実施を原因とする問題や苦情等が生じた場合には、誠意をもってその対応を行うとともに、対応状況を速やかに亀山市へ報告されたい。

(4) 環境影響評価準備書では、動物及び生態系の事後調査を計画しているが、工事着手以降、周辺への環境影響が懸念されることから、騒音（低周波音等）・景観についても事後調査を計画されたい。

(5) 事業者は、本事業計画を進める場合、関係地域住民に対し、本事業内容及び環境影響等について、その不安を払拭できるよう丁寧かつ十分な説明を行うとともに、誠意ある対応を行い、地域住民の理解に努められたい。また、地域住民との協議により決定した事項については、虚偽が無いよう真摯に対応されたい。